



協会けんぽ



いしかわ

事業所内で回覧してください

支部からのお知らせ

協会けんぽの健診のご案内

協会けんぽの
健診をぜひ
受けましょう!



協会けんぽでは年度内にお一人様1回に限り、健診費用の補助を行っています。
健診を受けて、ご自身の身体の状態を知ること、病気の早期発見、生活習慣の改善のきっかけとなります。
また、令和5年度からは、**生活習慣病予防健診の費用負担を軽減**いたします!
この機会に協会けんぽの健診をぜひご受診下さい。

生活習慣病予防健診

ご本人様の健診

対象者 35歳～74歳の被保険者(ご本人様)

健診項目 法定健診に定められている項目 + 3大がん検診

診察・問診・身体計測・血圧測定・
血液検査・尿検査等

胃がん・肺がん・大腸がん

※年齢や性別により、乳がん、子宮頸がん検診、付加健診を追加することができます

費用

7,169円

(令和5年4月から)

最高で

5,282円

NEW!!

さらにお得に
なりました!

受診までの流れ ①健診実施機関へ直接予約

②受診(保険証[マイナンバーカード不可]、
健診機関から届いた必要書類等を必ず持参)

(ご本人様)

健診機関一覧はこちら ▶



法定健診項目を満たしている事業者健診との違い

早期発見 がん検診をセットで受けられます

メタボ改善

健診後、タイムリーに
健康サポート(保健指導)をご案内できます

特定健診(特定健康診査)

ご家族様の健診

対象者 40歳～74歳の被扶養者(ご家族様)

健診項目 診察等・問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査

※がん検診はお住まいの市町村へお問い合わせください

費用

石川県内で受診する場合、1,152円または無料

受診までの流れ

①協会けんぽから届くご案内や市町村の広報紙等を確認し、受診場所を決める
※受診場所によって予約が必要な場合がありますのでご確認ください

②受診(保険証[マイナンバーカード不可]、受診券等必要書類を必ず持参)



お問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 保健グループ

電話 076-264-7204

健康保険(保険給付)のご案内

令和5年1月から
申請書等が
新しくなりました。
ご申請の際は**新様式**の
ご使用をお願い
いたします!



協会けんぽは、病気やケガ、出産など、
さまざまなシーンでみなさまの健康づくりや生活の安定をサポートしています。

病気やケガで会社を休んだとき

病気やケガで会社を休んだときは、通算して1年6ヵ月の期間、
休業補償として**傷病手当金**を申請できます。

申請書 **傷病手当金支給申請書**

1日あたりの支給金額

$$\left[\begin{array}{l} \text{支給開始日以前継続した} \\ \text{12ヵ月間の各月の} \\ \text{標準報酬月額を平均した額} \end{array} \right] \div 30日 \times 2/3$$

医療費の全額を負担したとき

就職直後で保険証がない等、やむを得ず全額自己負担で
受診したときや、治療上の必要からコルセット等の治療用
装具を装着したときは**療養費**を申請できます。

申請書 **療養費支給申請書**

支給金額 保険診療を受けた場合を基準に計算した額から
一部負担金相当額を差し引いた額

出産したとき

お勤めされている方(被保険者)及びご家族の方(被扶養者)
が出産したときは、**出産育児一時金**を申請できます。

申請書 **出産育児一時金支給申請書**

■直接支払制度が便利です!

協会けんぽから医療機関に出産育児一時金を直接支払う仕
組み(直接支払制度)があり、この制度を利用すると、**出産育
児一時金の申請を省略(注)**することができます。
ご希望の場合には、医療機関へご依頼ください。

(注) 出産費用が出産育児一時金の支給金額を下回った場合、その差額
分の申請が必要になる場合があります。

NEW

令和5年4月以降の
出産を対象に
支給金額が
変更されました

◎ 一児につき 42万 → **50万円**

産科医療保障制度の未加入分娩機関での出産
または妊娠22週未満で出産した場合

◎ 一児につき 40万8千円 → **48万8千円**

医療費が高額になったとき

1ヵ月(1日から月末まで)の医療機関等の窓口での
お支払いが自己負担限度額を超える負担となった場合は、
高額療養費を申請できます。

申請書 **高額療養費支給申請書**

支給金額 自己負担限度額を超えた額
(※被保険者の年齢及び所得状況により設定されます)

窓口負担 (2割または3割)		
自己負担 限度額	高額療養費 (払い戻し)	協会けんぽの負担 (7割または8割)

■限度額適用認定証が便利です!

保険証と一緒に限度額適用認定証を提示すると、医療機関
の**窓口負担が自己負担限度額まで**となり、高額療養費の申請
を省略(注)することができます。
医療費が高額になりそうなどときには、協会けんぽに**事前に交
付申請**をしておくとう便利です。

(注) 同一月内に複数の医療機関を受診している等、高額療養費の申請
が必要になる場合があります。

出産のために会社を休んだとき

お勤めされている方(被保険者)が出産のため会社を休んだ
ときは、産前産後の休業補償として**出産手当金**を申請できます。

申請書 **出産手当金支給申請書**

1日あたりの支給金額

$$\left[\begin{array}{l} \text{支給開始日以前継続した} \\ \text{12ヵ月間の各月の} \\ \text{標準報酬月額を平均した額} \end{array} \right] \div 30日 \times 2/3$$

亡くなったとき

お勤めされている方(被保険者)がお亡くなりになった場合は
埋葬料(費)を、ご家族(被扶養者)がお亡くなりになった
場合には**家族埋葬料**を申請できます。

申請書 **埋葬料(費)支給申請書**

支給金額 5万円(上限)

お問い合わせ先

協会けんぽ石川支部 業務グループ 電話 **076-264-7202**

発行元

協会けんぽ 石川 検索



全国健康保険協会 石川支部
協会けんぽ

〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階

◀協会けんぽの給付金の申請や健康づくりの紹介動画はこちらから▶



協会けんぽのメールマガジン

健康保険の
最新情報を
無料でお届け!
登録はこちらから▶

